

## 指定介護予防支援事業所への実地指導について

### 1 概要

介護予防支援事業とは、要支援 1 又は要支援 2 と判定された方に対して、要介護状態へ移行することを予防する観点から、ケアマネジメントを行うものです。

この事業は、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が、介護予防サービス計画作成業務を自ら行ったり、居宅介護支援事業所に委託したりするなど、関係機関と協力しながら実施しています。

この事業を実施する市内 13 か所の包括センターに対して、適切な運営やより良いサービスを提供できる事業者の育成・支援を念頭において、介護保険制度に関する周知や理解、サービスの質の確保と向上及び不適切な介護報酬請求の防止を目的として、介護保険法 23 条及び平塚市指定介護予防支援事業者等指導要綱に基づき事業者の所在地において関係書類をもとに、実地指導を行っています。

### 2 指導実績

令和 2 年度は 2 事業所を対象に実地指導を実施しました。

実施日	令和 2 年 10 月 29 日（木）	令和 2 年 10 月 30 日（金）
実施時間	13：30 から 16：30 まで	13：30 から 16：30 まで
対象包括支援センター	サンレジデンス湘南	まつがおか
指導結果	文書による改善を求める事項なし （実地指導の際に口頭で指摘した事項あり）	

### 具体的な指導ポイント

- ・ 運営規程・重要事項説明書の概要が見やすい所に掲示がされているか。
- ・ ファイル等の個人情報がか鍵のかかる所に保管されているか。
- ・ 個人情報保護のためシュレッダーが用意されているか。
- ・ 相談室が個人情報を守られる個室になっているか。
- ・ 日付、記名等が契約書や同意書、重要事項説明書等でされているか。
- ・ 委託の把握方法等の確認。
- ・ モニタリングが 1 ヶ月に 1 回記録に残されているか。
- ・ 苦情や事故の対応について、マニュアルや記録を見せてもらう。
- ・ 主治医との連携が取れているか。

## 口頭で指導した事項

- ・利用者個人情報は、施錠ができるキャビネットに保管されていたが、別室に個人情報ファイルが数冊確認された。個人情報は鍵のかかるキャビネットに保管すること。
- ・基本チェックリストに日付、氏名、面談者氏名等、未記入のものがあった。他の書類と混ざり、対象者が分からなくなることを防止するためにも、必ず記入すること。
- ・相談室について隣の部屋の音や匂いが漏れてくるので、相談に入る時には隣の部屋を空室にするなどの対応をすること。
- ・ヒヤリ・ハット、事故報告の中で対応策について、例えば誤送付（誤送信）について「2人以上で送付前に確認する」などの具体的な取り組みを記載すること。
- ・ケアプランの作成日と同意日が合わないものがあったため、訂正すること。
- ・介護予防サービス支援計画表に追加プランを記入した際、追加プラン開始前に御本人の同意が抜けていたため、同意を必ずいただき、支援を開始すること。
- ・委託に出しているケースのサービス事業所からの報告書が確認出来なかった。委託を行ったケースについても、状況確認の上、記録を残しておくこと。

以 上